

教育委員会会議録

令和8年5月14日（木） 午後1時30分 開会
午後1時53分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

瀬瀬知行教育長、野杵晃充委員、内田智子委員、片山裕之委員、田村太一委員

3 出席した職員

坂川智事務局長、細井徹次長兼管理部長、加納澄江教育部長、大谷健二教育改革監
渡部純次総合教育センター所長、長坂昌彦総務課長、亀洞光正財務施設課長
鈴木光晴教職員課長、清貴康福利課長、木全貴治あいちの学び推進課長
鶴見泰文高等学校教育課長、小川康夫義務教育課長、伊藤徹特別支援教育課長
伊與田賢保健体育課長、松本明博ICT教育推進課長、
井手史朗全国高校総体推進室長、川田敦行総務課担当課長
福井有希子高等学校教育課担当課長、前田憲一高等学校教育課担当課長
平野大輔総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

瀬瀬教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

なし

6 請願

請願第2号 学校行事、特に泊を伴う場合や、校外学習等、の参加者、関係者の安全・
安心のための見直しを求める、将来的には、泊は縮小を求める請願。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（内田委員）

最近、学校行事の安全性を見直さなければならない報道がたくさんされているが、生徒の安全を確保し、教員の過重な負担とならないようにするために、各学校ではどのように学校行事を計画しているのか。また、教育委員会としてはどのように対応しているのか。

（鶴見高等学校教育課長）

県教育委員会は、「あいちの学校安全マニュアル」や「熱中症予防に向けたガ

イドライン」を各学校に示し、生徒の安全に配慮して学校行事を計画するよう指導している。また、「働き方改革ロードマップ」の中で、職員の負担にも考慮し、行事の精選と日程の短縮、規模の縮小など、見直しを行うよう促している。これを受け、各学校では、毎年、行事の内容や日程を検討し、年間行事を計画している。

特に、泊を伴う修学旅行については、県立学校は県教育委員会が、小中学校は市町村教育委員会が、各学校から提出された旅行計画書により、生徒や教員にとって安全が確保され、過重な負担となる日程になっていないかなどを確認している。

加えて、各学校においては、修学旅行実施後に検証を行っており、改善すべき事項については次年度の計画に反映している。

(内田委員)

学校から旅行計画書が提出されるとのことであるが、その内容が改善される場合もあるのか。

(鶴見高等学校教育課長)

修学旅行後に各学校で検証を行っており、次年度に修学旅行実施計画書が県教育委員会に提出された際に、前年度のものと比較し、改善がなされているか確認をしている。

(内田委員)

修学旅行等の学校外での学びは、生徒にとって一生の思い出になるものだと思う。今後も安全な活動になるよう努力していただきたい。

(田村委員)

修学旅行等に教員が引率すると、正規の勤務時間を超えて勤務する場合もあると思うが、その場合はどのように対応しているのか。

(鈴木教職員課長)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」において、教育職員に時間外勤務を命ずることができる場合は、①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務、と定められており、修学旅行等の引率のために正規の勤務時間を超えて勤務すること自体は問題ない。

また、修学旅行等の引率により勤務時間が超過するが、「学校職員の勤務時間等に関する規則」に基づき、各学校で勤務時間の割振り変更を行っている。したがって、適切に対応しているものと考えている。

(田村委員)

政令や規則で定められているとのことであるので、適切に運用していただくとともに、そのことを担当の教員にしっかり理解していただくことが大切であると思う。

(片山委員)

不登校児童生徒の状況は多岐にわたるものであるが、学校は、不登校児童生徒の学校行事等への参加について、どのような対応を行っているのか。

(鶴見高等学校教育課長)

不登校の児童生徒一人一人の状況は非常に多様であり、その要因や登校のきっかけについては、日常的な教育活動の中で、きめ細かく把握していくことが重要であると考えている。現在、各学校においては、不登校や不登校傾向のある児童生徒に対して、面談等を通じて学校生活全般について聞き取りを行い、不登校の要因を分析し、個別に対応している。特に、学校行事の際には、行事に対する不安や期待、参加に対する希望などを確認し、その状況に応じた柔軟な対応を行っている。

(片山委員)

個別の対応を中心に行っているとのことだが、今後は不登校だけでなく、ジェンダーの問題やさまざまな要望を持った児童生徒が増加することが考えられるので、各学校が個別に対応できるような場を与えていただくようお願いしたい。

7 議案

第16号議案 令和8年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

鶴見高等学校教育課長が、令和8年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について請議。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第17号議案 令和9年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について

鶴見高等学校教育課長が、令和9年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について請議。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第18号議案 令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について

小川義務教育課長が、令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について請議。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

瀬瀬教育長が各委員に諮り、協議題 訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議 であるため、非公開において協議することとした。

協議題 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他
なし

10 特記事項

- (1) 瀬瀬教育長が今回の会議録署名人として野村委員を指名した。
- (2) 請願第2号「学校行事、特に泊を伴う場合や、校外学習等、の参加者、関係者の安全・安心のための見直しを求める、将来的には、泊は縮小を求める請願。」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、瀬瀬教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名